

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	在外投票の投票環境をめぐる課題 －在外選挙インターネット投票の導入に向けた議論－
著者 / 所属	野内 修太 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	487 号
刊行日	2026-9-29
頁	97-106
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20260929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

在外投票の投票環境をめぐる課題

— 在外選挙インターネット投票の導入に向けた議論 —

野内 修太

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 在外投票制度の創設と制度拡充の経緯
3. 在外選挙人名簿登録の手続と登録状況
4. 在外投票の方法と課題
5. 在外選挙インターネット投票の導入に向けた議論
6. おわりに

1. はじめに¹

現在、日本の国政選挙において、在外邦人は在外投票が制度上可能となっている。しかし、在外投票特有の手続である在外選挙人名簿登録に加え、在外公館投票や郵便等投票のハードルの高さなど、在外邦人の投票環境には様々な課題が指摘されている。

この抜本的な対応策として期待される在外選挙インターネット投票をめぐるのは、従前より総務省内での調査研究や国会での議論が続いているほか、第221回国会（特別会）で成立した公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第58号）の附則では、在外選挙インターネット投票の導入に係る検討規定が設けられた。

本稿では、これまでの国会論議を踏まえつつ、まずは在外投票をめぐる投票環境の課題について整理する。その上で、在外選挙インターネット投票の導入に向けた議論の現在地を確認するとともに、確実な本人確認の在り方や自由意思に基づく投票環境の確保をめぐる議論について、紹介することとしたい。

¹ 本稿は令和8年9月7日現在の情報に基づいており、脚注の参照URLも、同日に確認を行った内容に基づく。なお、文中の名称、肩書等は当時のものである。

2. 在外投票制度の創設と制度拡充の経緯

日本国憲法は、国民主権の原理に基づき、国民に対して投票の機会を平等に保障している。しかし、昭和25年の公職選挙法制定以来、長年にわたり、在外邦人を選挙人名簿に登録する仕組みが設けられておらず、選挙権を行使できない状況が続いていた。

在外投票制度をめぐっては、昭和50年代前半から制度化に向けた検討が始まり、昭和59年4月に在外投票制度の創設を内容とした公職選挙法改正案が国会に提出されたが、昭和61年6月の衆議院解散により廃案となった。その後、衆議院における小選挙区比例代表並立制の導入を始めとした平成の政治改革を経て、在外投票制度の創設に係る公職選挙法の改正は平成10年5月となった（平成10年法律第47号）。これにより、平成12年5月1日以降に公示される衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙において、比例代表選挙に限り在外投票が可能となった。

在外投票制度の創設後、平成17年と令和4年の二度の最高裁判所大法廷における違憲判決を受けて、その対象は衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙（平成19年6月1日以降）、最高裁判所裁判官国民審査（令和5年2月17日以降）へと順次拡大されてきた。

こうした在外投票をめぐり制度変更等の経緯は、図表1のとおりである。

図表1 在外投票をめぐり主な制度変更等の経緯

昭59.4.27	在外投票制度の創設を内容とする、公職選挙法改正案国会提出 →昭和61年6月2日の衆議院解散により廃案
平10.5.6	改正公職選挙法公布（平成10年法律第47号） →平成12年5月1日以降、衆議院比例代表選挙及び参議院比例代表選挙で在外投票が可能となる
平12.6.25	第42回衆議院議員総選挙（在外投票の初実施）
平15.6.11	改正公職選挙法公布（平成15年法律第69号） →在外投票の投票方法について、在外公館投票と郵便等投票の在外選挙人による選択制を導入
平17.9.14	【最高裁判所大法廷判決】 在外投票の対象を衆議院比例代表選挙及び参議院比例代表選挙に限定していた点等を違憲と判示
平18.6.14	改正公職選挙法公布（平成18年法律第62号） →平成19年6月1日以降、衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙で在外投票が可能となる
平28.12.2	改正公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法公布（平成28年法律第94号） →平成30年6月1日以降、在外選挙人名簿登録について、出国時申請が可能となる
平30.8.10	総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会報告」の公表 →在外選挙インターネット投票の導入等について提言
令4.5.25	【最高裁判所大法廷判決】 在外邦人に最高裁判所裁判官国民審査権の行使を認めていない点を違憲と判示
令4.11.18	改正最高裁判所裁判官国民審査法公布（令和4年法律第86号） →令和5年2月17日以降、在外最高裁判所裁判官国民審査が可能となる

（出所）外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/seido.html>>等より作成

3. 在外選挙人名簿登録の手続と登録状況

（1）在外選挙人名簿登録の手続

在外投票を行うに当たっては、事前に在外選挙人名簿登録の手続が必要となる。国内における選挙人名簿への登録は、住民基本台帳を基礎として選挙管理委員会により職権で行われる（公職選挙法第19条第2項及び第22条）一方、在外選挙人名簿登録については、政府として在外邦人の動向を正確に把握する方法がないため、在外邦人本人からの申請によ

ることとされている²（同法第30条の2第3項及び第30条の5第1項）。このように、在外投票の前提として、申請による在外選挙人名簿登録という国内の有権者にはない手続が求められている。

在外選挙人名簿登録の申請方法については、現在の居住地を管轄する在外公館（大使館・領事館）の領事窓口で申請する在外公館申請に加え、平成30年6月には国内の最終住所地の市区町村の選挙管理委員会に申請する出国時申請が導入されている。

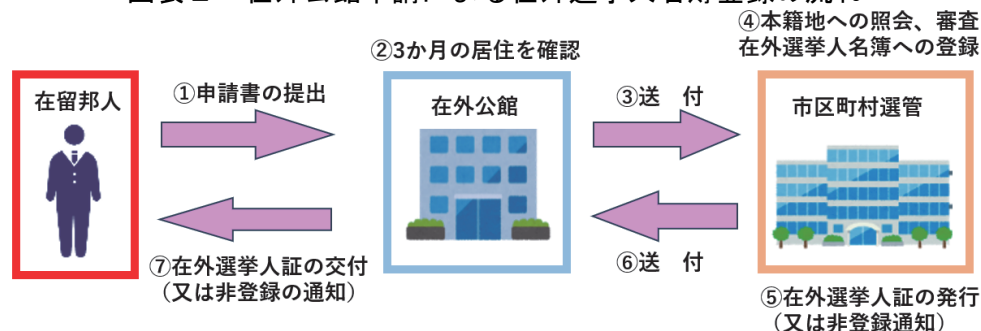
ア 在外公館申請（海外での申請）

在外公館申請は図表2の流れで行われる。この一連のプロセスをめぐっては、以下のように一定の改善が行われてきている³。

①の申請書の提出では、原則として在外公館における対面での本人確認を行うこととされている。ただし、特例措置として、各在外公館で定める遠隔地等に居住する在外邦人については、必要な書類を郵送又は電子メールで在外公館に提出した上で、ビデオ通話で本人確認を行うことで、在外公館に赴くことなく申請が可能な運用となっている。

また、⑥の在外選挙人証の送付についても、従来は市区町村選挙管理委員会が発行し、在外公館に郵送していたが、現在は在外公館に電子メールで在外選挙人証のデータを送付し、在外公館において書面に出力・交付することで、迅速化が図られている。

図表2 在外公館申請による在外選挙人名簿登録の流れ



（出所）外務省ウェブサイト資料<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow2.html>>を一部加工

イ 出国時申請（国内での申請）

平成30年6月に導入された出国時申請は、国外転出届を提出したときから転出予定日までの期間に、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会に対し、在外選挙人名簿への登録を申請する制度である。出国時申請後、在外公館に在留届を提出し、国外の住所が確認されると在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証が交付される。

申請できる期間が転出届の提出から転出予定日までの間に限られるため、出国前に制度を認識していることが利用の前提となる。平成30年度の制度導入以降、令和7年度までの累計で出国時申請の件数は約2万件となっているが、総務省として各選挙管理委員会に、出国時申請の周知等に係る取組を積極的に実施するよう要請している⁴。

² 第221回国会衆議院予算委員会議録第4号46頁（令8.3.3）

³ 第217回国会衆議院総務委員会議録第15号11頁（令7.5.22）

⁴ 第221回国会参議院決算委員会議録第2号19頁（令8.5.13）

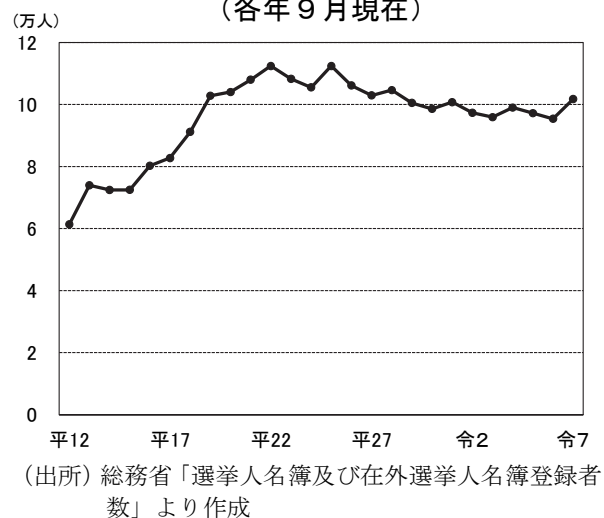
（２）在外選挙人名簿登録者数の推移

図表３は、在外投票が可能となった平成12年以降における各年９月現在の在外選挙人名簿登録者数の推移である。

令和７年９月１日時点の在外選挙人名簿登録者数は10万1,762人となっている。平成30年６月の出国時申請制度の導入を始めとした運用の改善が図られてきたが、在外選挙人名簿登録者数は約10万人前後と、近年はおおむね横ばいで推移している。

また、令和７年10月１日時点の在外邦人数のうち、成人数は105万2,403人であり、これと比較すると在外選挙人名簿の登録率は9.7%となっている。

図表３ 在外選挙人名簿登録者数
(各年９月現在)



４．在外投票の方法と課題

在外投票の方法としては、以下のとおり、在外公館投票、郵便等投票及び日本国内における投票と、三通りの投票方法が用意されている。

（１）在外公館投票

在外公館投票は、在外選挙人が在外公館（大使館・領事館）に直接出向いて投票する方法である。在外公館投票においては、投票期間の短さ、投票記載場所の少なさが課題となっている。

在外公館投票における衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の投票期間は、選挙の公示日翌日から日本国内における投票日の６日前までとされている。ただし、日本への投票用紙の送付に要する日数^５との関係で、投票期間が短くなる在外公館等もある（公職選挙法第49条の２第１項第１号イ）。

具体的な投票期間のイメージは、図表４のとおりである。

図表４ 在外公館投票の投票期間（イメージ）

衆議院議員 総選挙						公示日	在外公館 投票開始日	在外公館投票終了日 (在外公館等によって異なる)											国内 投票日
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
参議院議員 通常選挙	公示日	在外公館 投票開始日						在外公館投票終了日 (在外公館等によって異なる)											国内 投票日

（注）図表中、緑色の部分が投票可能な期間となる。

（出所）外務省ウェブサイト資料<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote1.html>>より作成

^５ 在外公館投票の終了後、記入済み投票用紙は各国の在外公館等から日本の外務省に移送し、更に各市区町村の選挙管理委員会に郵送される流れとなっている。

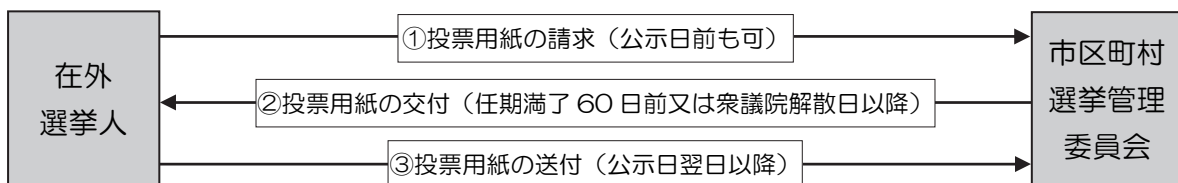
令和8年衆議院議員総選挙においては、233の在外公館等で在外公館投票が実施されたが、投票日数別では、6日間の在外公館等が15、5日間が71、4日間が133、3日間が14となっている⁶。このように、投票期間が6日間確保された在外公館等は限定的である。

また、同選挙における国内の投票所数は44,642であるが、在外公館投票の実施場所は233にとどまり、その数の少なさも指摘されている。一方、在外公館投票の実施場所については、在外公館の長が最も確実に管理権を行使できる在外公館内や大使の公邸内とすることが基本的な方針とされている。このため、在外公館等以外に投票実施場所を設置することについては、円滑、安全、公正に投票が実施可能かどうかという点も踏まえ、慎重な検討が必要である旨の考え方が政府から示されている⁷。

（２）郵便等投票

在外投票における郵便等投票は、①投票用紙の請求（海外→日本）、②投票用紙の交付（日本→海外）、③記入済み投票用紙の送付（海外→日本）と、1.5往復の国際郵便によって行われる。図表5は衆議院議員総選挙の場合における投票用紙の具体的な流れのイメージである。郵便等投票においては、国際郵便の不確実性が指摘されている⁸。

図表5 郵便等投票の流れ



（出所）外務省「在外選挙 郵便等投票のご案内」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/pdfs/yyuubintouhyou.pdf>〉より作成

郵便等投票の具体的な流れとして、まず投票用紙の請求（①）は、選挙の公示日前でも可能とされている。一方で、投票用紙の交付（②）は、例えば衆議院議員総選挙の場合、任期満了の日前60日に当たる日か、衆議院解散日のいずれか早い日から始めることとされている⁹。また、公示日翌日以降に在外選挙人が送付した投票用紙（③）のうち、投票日の投票所が閉鎖する前までに投票所に到達したもののみが、正規の投票として取り扱われる。

したがって、任期満了60日前よりも早く衆議院が解散された場合は、仮に事前に投票用紙の請求（①）を行っていたとしても、解散日以降の投票用紙の交付（②）と公示日翌日以降の投票用紙の送付（③）の一往復分の国際郵便が投票日の投票箱閉鎖までに到達する

⁶ 令和8年総務省告示第14号及び第15号

⁷ 第192回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第3号3頁（平28.11.25）

⁸ 郵便等投票をめぐる問題事案が政府内の会議体で議論された例としては、内閣官房「デジタル行財政改革課題発掘対話（第5回）」（令和6年2月15日）〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozakaikaku/taiwa5/240215taiwa2.pdf〉が挙げられる。

⁹ 在外選挙執行規則第23条。なお、令和8年衆議院議員総選挙に当たっては、総務省から各選挙管理委員会に対し、衆議院解散日前に投票用紙等を発送しても差し支えない旨、周知が行われた。（第221回国会参議院予算委員会会議録第10号（令8.4.6））

ことが、郵便等投票が成立する事実上の条件となる。

郵便等投票をめぐっては、投票箱閉鎖以後に投票用紙が到達し、正規の投票として取り扱われなかった件数が多かった事例として、令和8年衆議院議員総選挙の例が挙げられる。同選挙は令和8年1月23日解散、同年2月8日が投票日であり、解散日から投票日までの期間は16日と戦後最短となっていた。

同選挙の比例代表選挙では、郵便等投票の投票用紙の請求件数は598件であった一方、正規の投票として取り扱われた件数は137件にとどまっているほか、53件は投票箱閉鎖後に投票用紙が到達している¹⁰。このように、投票用紙の請求件数のうち正規の投票として取り扱われた件数は22.9%にとどまり、また選挙管理委員会への投票用紙の到達件数のうち、27.9%は投票箱閉鎖後に届き、正規の投票として取り扱われていない。

（３）日本国内における投票

日本に一時帰国した場合や、日本国内に住所を移してから国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、期日前投票、不在者投票及び投票日当日の投票所における投票により、日本国内における投票が可能となっている。投票手順については、在外選挙人証の提示が必要である点などにおいて、日本国内の選挙人の投票との違いがある。

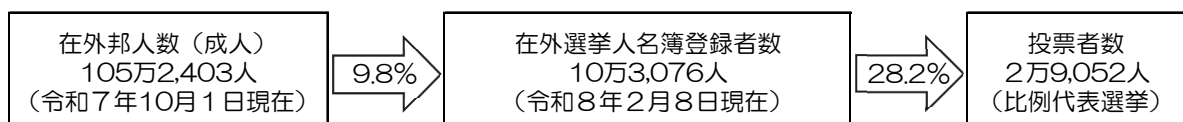
（４）在外投票の投票状況

次ページの図表7は、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙のうち、在外投票制度創設当時の計数が比較可能な比例代表選挙について、投票者の投票方法の内訳、投票率等の推移を示したものである。

在外投票の投票率はおおむね20%台で推移しているが、この投票率は在外選挙人名簿に登録されている者が分母となっている点に、留意が必要である。また、投票方法別に見ると、近年は在外投票の9割前後が在外公館投票となっている。

また先述のように、在外投票制度には、①在外選挙人名簿登録、②在外公館投票、郵便等投票等による投票という二段階のハードルが存在するが、これを令和8年衆議院議員総選挙の計数で改めて確認すると、図表6のとおりとなる。在外邦人数と投票期間の時点が異なる点に留意を要するが、仮に令和7年10月1日現在の在外邦人数（成人数）を分母、投票者数を分子とすると、在外邦人の実質的な投票率は2.76%と捉えることもできる。

図表6 在外投票の投票者数等の状況（令和8年衆議院議員総選挙）



（注）投票者数は速報値。

（出所）外務省「海外在留邦人数調査統計」及び総務省資料より作成

¹⁰ 衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問に対する答弁書（内閣参質221第23号、令8.4.3）

図表 7 在外投票の投票者数、投票率等の推移（比例代表選挙）

区分			選挙当日 有権者数 (在外)	投票者数				投票率
				在外公館 投票	郵便等 投票	国内投票	計	
衆	第42回	H12.6	58,530	9,850	6,324	839	17,013	29.07%
参	第19回	H13.7	73,651	10,554	10,312	1,188	22,054	29.94%
衆	第43回	H15.11	73,740	7,094	4,135	520	11,749	15.93%
参	第20回	H16.7	80,885	15,965	3,506	1,169	20,640	25.52%
衆	第44回	H17.9	82,744	18,285	2,296	785	21,366	25.82%
参	第21回	H19.7	102,551	19,996	2,435	1,756	24,187	23.59%
衆	第45回	H21.8	107,919	23,731	2,716	2,447	28,894	26.77%
参	第22回	H22.7	113,230	23,786	1,801	2,053	27,640	24.41%
衆	第46回	H24.12	105,836	19,773	828	995	21,596	20.41%
参	第23回	H25.7	112,850	22,865	1,274	1,800	25,939	22.99%
衆	第47回	H26.12	104,320	18,316	524	850	19,690	18.87%
参	第24回	H28.7	105,193	20,813	930	1,886	23,629	22.46%
衆	第48回	H29.10	100,090	19,719	574	1,211	21,504	21.48%
参	第25回	R元.7	100,621	19,027	627	1,537	21,191	21.06%
衆	第49回	R3.10	96,466	17,899	886	772	19,557	20.27%
参	第26回	R4.7	99,356	19,392	836	1,691	21,919	22.06%
衆	第50回	R6.10	95,472	16,056	246	1,107	17,409	18.23%
参	第27回	R7.7	100,283	24,429	643	2,086	27,158	27.08%
衆	第51回	R8.2	103,076	27,594	137	1,321	29,052	28.19%

（注）第 50 回及び第 51 回衆議院議員総選挙並びに第 27 回参議院議員通常選挙は速報値。

（出所）総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」「参議院議員通常選挙結果調」等より作成

5. 在外選挙インターネット投票の導入に向けた議論

（1）総務省の基本的な考え方

総務省が平成30年8月に公表した「投票環境の向上方策等に関する研究会報告」（以下「研究会報告」という。）では、先述の在外公館投票や郵便等投票の課題を踏まえ、物理的な距離を克服できる在外選挙インターネット投票の導入に係る提言がなされている。

研究会報告ではその課題として、①本人確認の確実な実施、②在外選挙人名簿との照合、③投票の秘密の確保、④システムダウン対策、⑤データ改ざん等への対応、⑥事後的な投票内容の検証手段、⑦セキュリティ対策等が挙げられたが、一定の対応方策を講じることにより、技術・運用面の大きな課題、ハードルはクリアできるとされた。同時に、セキュリティ要件などシステムの実装段階に向けて詳細な検討が必要な課題もあり、その時点の最新の技術や知見を踏まえて適切に判断していくことが期待されるとされた¹¹。

研究会報告の公表の後、総務省は令和元年度より毎年度、「在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業」を実施し、課題の整理、対応等を続けている。この調査研究事業も踏まえ、総務省は「大枠として大きなハードルはクリア

¹¹ 研究会報告 7 頁～13 頁

できるといった当初の研究会報告と相違する点は特段ない」旨の見解を述べている¹²。

その上で、在外選挙インターネット投票の導入について、林総務大臣は「投票管理者や投票立会人が不在で行われる新たな投票方法であり、確実な本人確認や投票の秘密保持、自由意思によって投票できる環境の確保といった選挙制度の根幹に関わる事柄であるということで、選挙の公正確保の観点も含め、各党各会派で十分に御議論いただきたい」としつつ、「各党各会派で合意が得られた場合には、その合意に基づき、総務省としても導入に向けて適切に対応する必要がある」旨の考え方を示している¹³。

（２）確実な本人確認の在り方

在外選挙インターネット投票の導入に向けては、確実な本人確認の実施が課題の一つとなっている。研究会報告では対応方策について、「マイナンバーカードの海外利用を前提に公的個人認証サービスにより確認」とされている¹⁴ところ、令和6年5月よりマイナンバーカードの国外利用が開始されている。

ただし、日本国籍を有する者でも、平成27年10月5日より前に海外に転出した者や、海外で出生し一度も住民基本台帳に記載されたことのない者は、マイナンバーの付番がなされておらず¹⁵、マイナンバーカードの作成ができない。したがって、在外投票における本人確認をマイナンバーカードの公的個人認証で行おうとすると、一定規模の在外邦人は、インターネット投票ができなくなることが懸念されている。

マイナンバーの未付番者に対し付番する場合の課題として、デジタル庁は「国内と同等の本人確認が一度も又は長期にわたりなされていない可能性があり、誰がどのような公証基盤に基づき本人確認を行うのか、現在住民票コードを基にマイナンバーを付番されている方と新たな付番対象者の情報を一体的に管理する仕組みの実務をどうするか」といった課題を挙げた上で、関係省庁とも連携して必要な検討を行っていききたい旨答弁している¹⁶。

また、マイナンバーカードを作成できない在外邦人が存在する中で、在外選挙インターネット投票を導入することの是非については、「マイナンバーが付番されていない在外邦人の存在をもって、在外選挙インターネット投票の実現を遅らせる理由にはならない」、「在外邦人の中での投票権の平等性等を考えると、一つの課題にはなる」旨の意見があるほか、「在外邦人の本人確認手段を持ち得るかどうかで投票機会に格差を生じさせてしまうことは、立法府の責任として改善していきたい」旨の意見もあった¹⁷。

なお、確実な本人確認ができることと、本人が自由意思に基づいて投票できていることは、別の問題として存在する点に留意を要する。これが次で述べる、投票管理者及び投票立会人¹⁸（以下「投票立会人等」という。）不在の投票をめぐる課題である。

¹² 第221回国会参議院総務委員会会議録第5号13頁（令8.4.2）

¹³ 第221回国会参議院総務委員会会議録第5号14頁（令8.4.2）

¹⁴ 研究会報告10頁

¹⁵ 第221回国会参議院総務委員会会議録第10号（令8.6.9）

¹⁶ 第221回国会参議院総務委員会会議録第10号（令8.6.9）

¹⁷ 第221回国会参議院政治改革に関する特別委員会会議録第2号（令8.7.10）

¹⁸ 投票管理者は選挙ごとに置かれ、その選挙の投票に関する事務を行う。具体的には、投票用紙の交付、代理投票の許否、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持等を行う。また、投票立会人

（３）投票の秘密及び選挙人の自由意思の確保

在外選挙インターネット投票においては、投票立会人等が不在となることを受け、投票の秘密を守り、選挙人の自由意思による投票を確保する方策について議論されている。

2005年からインターネット投票が実施されているエストニアでは、投票者が秘密裏に投票できなかった時には、再投票が可能な仕組みが採用されている。同一のＩＤで何度でも投票可能で、再投票した内容で上書きされる。ただし、投票所で投票を行った場合は、インターネットでの投票内容は無効となる¹⁹。

この方式について総務省は、①投票情報と投票人情報をひもづけた状態でシステムの中に保存し続ける必要があり、投票の秘密保持の観点から適当ではないこと、②現行の郵便等投票や不在者投票における再投票は認められておらず、バランスを欠くこと、③再投票を認める場合には、例えば選挙情勢の報道等によって投票先を変更するおそれがあることなどを、問題として挙げている²⁰。

また、総務省の調査研究事業においても、投票の秘密確保策について議論されている²¹。その中では、他人に「見られる」ことの防止については、のぞき見防止フィルター（ハード・ソフトの各対応）、投票者の情報と投票データの切り離し保存等、技術・運用両面の対策で一定程度防ぐことが可能とされた。

一方で、選挙人が「意図して見せる」ことの防止については、システム開発段階においてスクリーンショット・画面共有の防止を行うことが考えられるが、ユーザー側の無効化操作や「操作画面のカメラ撮影」を防ぐことは難しく、それぞれの対策における防止効果は極めて限定的との考え方が示されている。

6. おわりに

本稿では、在外投票の投票環境をめぐる課題について整理してきたが、在外選挙人名簿登録における出国時申請制度の導入など、一定の改善が図られてきた取組がある一方で、在外公館投票における投票期間の短さや投票記載場所の少なさ、郵便等投票における国際郵便の不確実性を始めとした改善の余地が小さい問題も残されている。

このような中、在外選挙インターネット投票は、在外公館投票や郵便等投票の物理的な制約を克服する一つの手段であり、国会論議においても注目が高まっている。特に、第221回国会（特別会）で成立した公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第58号）では、在外選挙インターネット投票の導入についての検討規定が設けられるとともに、参議院政治改革に関する特別委員会において、同法律案に対する附帯決議が付されている（図表８）。

は投票管理者の下において、何人にも干渉されずに、公益代表的な立場から投票事務の一部に参与し、主として投票事務の執行を監視し、選挙の公正を確保する役割を担っている。

¹⁹ 株式会社情報通信総合研究所「令和６年度 在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業最終報告書（概要版）」14頁<https://www.soumu.go.jp/main_content/001022659.pdf>

²⁰ 第208回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第３号５頁（令4.3.10）

²¹ 株式会社情報通信総合研究所「令和７年度 在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業最終報告書（概要版）」６頁<https://www.soumu.go.jp/main_content/001080723.pdf>

図表 8 改正法における検討規定及び附帯決議（抜粋）

【改正法附則第8条第1項】

在外選挙人名簿に登録されている選挙人の衆議院議員又は参議院議員の選挙におけるインターネットを利用する方法による投票の導入については、公職選挙法第49条の2第1項第2号の規定による投票（筆者注：郵便等投票）の状況を踏まえつつ、選挙の公正を確保する観点から、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかの確認を確実に行うための手段に係る事項、選挙人が投票に用いる電子計算機の映像面において公職の候補者に関し表示すべき事項及びその表示の方法その他の必要な事項について、この法律の公布後1年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

【参議院政治改革に関する特別委員会における附帯決議】

五、在外選挙インターネット投票については、附則第8条第1項の規定に従い、令和13年の参議院議員通常選挙も念頭に、可能な限り早期の実現を目指して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

（出所）改正法（令和8年法律第58号）の条文及び参議院政治改革に関する特別委員会における附帯決議（令和8年7月10日）より抜粋

在外選挙インターネット投票の導入に当たっては、本稿で述べた課題のほかに、サイバー攻撃やシステムトラブル、諸外国におけるインターネット接続規制が実施された場合のリスク、在外選挙人証の電子化等も国会論議で論点として挙げられている²²。今後の技術の進歩も踏まえつつ、在外邦人の実質的な選挙権保障の観点から、更なる議論や研究を進めていく必要がある。

（のうち しゅうた）

²² 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第8号（令8.6.25）